

岐阜県医療機関等賃上げ・物価上昇支援事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、賃金・物価上昇の影響を受けている医療機関等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、「令和8年度（令和7年度からの繰越分）医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱」（令和8年2月26日医政発0226第11号・医薬発0226第2号厚生労働省医政・医薬局長通知。以下「国実施要綱」という。）及び「岐阜県補助金等交付規則」（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、別表1に掲げる対象施設（岐阜県内に所在し、健康保険法（大正11年法律第70号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設に限る。）を運営する個人又は法人とする。

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等
- (9) 国、県又はその他の地方公共団体の各種交付金、補助金、助成金等において、無資格受給又は

不正受給を行った者

- (10) 国、県又はその他の地方公共団体の各種交付金、補助金、助成金等において、国、県又はその他の地方公共団体からの返還依頼等に応じていない者
- (11) 法令等に違反した者又は法令等に基づく知事の処分に違反した者
- (12) 第10条の規定による補助金の交付の決定をした者に対し知事が行う現地確認及び書類の提出の求めに応じない者
- (13) 前各号に掲げる者のほか、補助金の趣旨、目的等に照らして適当でないと知事が認める者

(定義)

第4条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 診療所 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所をいう。
- (2) 訪問看護ステーション 指定訪問看護事業者（健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）が当該指定に係る訪問看護事業（同項に規定する訪問看護事業をいう。）を行う事業所をいう。
- (3) 薬局 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定する薬局をいう。
- (4) 保険薬局 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険薬局をいう。

(補助対象事業等)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、国実施要綱に規定する次に掲げる事業とする。

- (1) 診療所等賃上げ支援事業

診療所（医科、歯科）、訪問看護ステーション又は保険薬局における第7条に規定する者の賃上げによる処遇改善

- (2) 診療所等物価支援事業

診療所（医科、歯科）又は保険薬局における物価上昇下で行う診療等

2 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する経費とする。

(補助金の基準額)

第6条 補助金の基準額は、別表1のとおりとする。

(賃上げの対象者)

第7条 診療所等賃上げ支援事業による賃上げの対象者は、対象施設の開設者と労働契約を締結している者（非常勤職員を含む。）であって、次に掲げる者以外の者とする。

- (1) 対象施設の管理者
- (2) 対象施設を開設する法人の理事長
- (3) 対象施設を運営する個人事業主
- (4) 薬局の開設者

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、別表2のとおりとし、算出された額の合計額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書兼実績報告書兼請求書（第1号様式）に知事が別に定める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 申請書類の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付の決定等)

第10条 知事は、前条第1項に規定する申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、交付を決定するとともに、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することを不相当と認めるとき又は予算上の理由等により補助金を交付することができないときは、申請者に通知するものとする。

3 補助金は、全額精算払により交付する。

4 知事は、第1項の規定による交付決定があったときは、交付決定を通知した日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の条件)

第11条 補助金の交付には、次に掲げる条件が付されているものとする。

(1) 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(2) この補助金の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

2 前項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、中止（廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第12条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助対象事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件その他法令等若しくはこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 第10条第1項の規定は、前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(実績報告)

第13条 規則第13条に規定する実績報告は、第9条第1項に規定する申請書類の提出をもって行うものとする。

(補助金の返還)

第14条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既

に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第 15 条 第 9 条第 1 項の申請があった場合において、当該申請をした者が第 3 条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、第 10 条の規定による交付決定等をした後において、交付決定等を受けた者が第 3 条の規定に該当することが明らかになったときは、第 12 条の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、前条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第 16 条 補助事業者は、第 12 条の規定による処分に関し、第 14 条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

4 知事は、第 1 項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(立入調査等)

第 17 条 知事は、この要綱に基づく補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

2 補助金の交付を受けようとする又は交付を受けた者は前項の調査に協力しなければならない。

(書類、帳簿等の保管)

第 18 条 規則第 22 条の知事の定める期間は、補助金の額の確定の日(補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日)の属する年度の翌年度以後 5 年間とする。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月25日から施行し、令和8年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表1 (第2条及び第6条関係)

1 対象施設	(1) 賃上げ支援事業	<p>次のいずれかの施設</p> <p>ア 令和8年3月1日までに以下のベースアップ評価料のいずれかを届け出ている診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0100 外来・在宅ベースアップ評価料（I） ・P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 ・0102 入院ベースアップ評価料（医科） ・P102 入院ベースアップ評価料（歯科） ・訪問看護ベースアップ評価料 <p>イ 医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く。）を行う職員のみ診療所等現在の制度上ベースアップ評価料が届け出られない有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションのうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設</p> <p>ウ 令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する保険薬局</p>
	(2) 物価支援事業	診療所（医科、歯科）又は保険薬局
2 基準額	(1) 賃上げ支援事業	<p>ア 有床診療所（医科・歯科）（使用許可病床数（※1）が2床以下の場合を除く。）</p> <p style="padding-left: 40px;">使用許可病床1床当たり 72千円</p> <p>イ 有床診療所（医科・歯科）（使用許可病床数が2床以下の場合に限る。）、無床診療所（医科・歯科）</p> <p style="padding-left: 40px;">1施設当たり 150千円</p> <p>ウ 訪問看護ステーション</p> <p style="padding-left: 40px;">1施設当たり 228千円</p> <p>エ 保険薬局</p> <p style="padding-left: 40px;">（ア）所属する同一グループ内の全国の保険薬局数（※2）が5店舗以下（当該保険薬局を含む。）</p> <p style="padding-left: 40px;">1施設当たり 145千円</p> <p style="padding-left: 40px;">（イ）所属する同一グループ内の全国の保険薬局数が6店舗以上19</p>

	<p>店舗以下（当該保険薬局を含む。）</p> <p>1 施設当たり 105 千円</p> <p>（ウ）所属する同一グループ内の全国の保険薬局数が 20 店舗以上（当該保険薬局を含む。）</p> <p>1 施設当たり 70 千円</p>
（2）物価支援事業	<p>ア 有床診療所（医科・歯科）（使用許可病床数（※1）が 13 床以下の場合を除く。）</p> <p>使用許可病床 1 床当たり 13 千円</p> <p>イ 有床診療所（医科・歯科）（使用許可病床数が 13 床以下の場合に限る。）、無床診療所（医科・歯科）</p> <p>1 施設当たり 170 千円</p> <p>ウ 保険薬局</p> <p>（ア）所属する同一グループ内の全国の保険薬局数（※2）が 5 店舗以下（当該保険薬局を含む。）</p> <p>1 施設当たり 85 千円</p> <p>（イ）所属する同一グループ内の全国の保険薬局数が 6 店舗以上 19 店舗以下（当該保険薬局を含む。）</p> <p>1 施設当たり 75 千円</p> <p>（ウ）所属する同一グループ内の全国の保険薬局数が 20 店舗以上（当該保険薬局を含む。）</p> <p>1 施設当たり 50 千円</p>

（※1） 医療法第 27 条の使用許可を受けた病床数であって令和 7 年 8 月 1 日時点の病床数とする。ただし、厚生労働省令和 6 年度補正予算事業「病床数適正化支援事業」により同年 8 月 2 日以降に削減した病床数を除くこと。

（※2） 厚生（支）局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式 3）または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和 7 年 4 月 30 日時点の数とする。

別表 2（第 8 条関係）

区分	補助金の額
（1）賃上げ支援事業	別表 1 に規定する基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額
（2）物価支援事業	別表 1 に規定する基準額